

西予市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年10月5日

告示第151号

(設置)

第1条 西予市地域包括支援センター(以下「センター」という。)の公正・中立性の確保
その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、西予市地域包括支援センター運
営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセ
ンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業
所

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要である
と判断した事項

(2) センターの運営に関する次に掲げる事項

ア センターから提出される次に掲げる書類の受理

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ センターが行う事業内容に関する次に掲げる事項を勘案した評価

(ア) センターが作成するプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提
供するサービスに偏りがないか。

(イ) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提
供するサービスの利用を不当に誘引していないか。

(ウ) その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること。

(4) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援
業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営
協議会が必要と判断した事項

(組織)

第3条 運営協議会は15人以内の委員をもって構成し、次の各号に掲げる者の中から

市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び保健・医療・福祉に係る職能団体等の関係者
 - (2) 介護サービス、介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
 - (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験を有する者
- (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から委員の互選により選任する。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、西予市福祉事務所長寿介護課に置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月10日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示施行後の最初の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、委嘱のあった日から平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成21年西予市告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成29年告示第75号](#))

この告示は、平成29年4月1日から施行する。